

重要事項説明書

重要事項説明日

令和

年

月

日

1 重要事項説明書の主旨

この「重要事項説明書」は、あなたが利用しようと考えている訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスについて、平成11年3月31日厚生省令第37号（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）第119条、第8条に基づいて、サービス提供の契約締結に際してご注意いただきたいことを説明するものです。

2 事業所の概要

運営法人	医療法人 パテラ会
代表者	理事長 櫻井 明
法人所在地	群馬県利根郡みなかみ町真庭316
電話番号	0278-62-2011
設立年	昭和43年 9月

事業所名	月夜野病院 訪問リハビリテーション
管理者	櫻井 明
事業所所在地	群馬県利根郡みなかみ町真庭316
電話番号	0278-62-6317
ホームページ	http://moon-hp.or.jp
介護保険指定番号	1010510061

3 運営方針

- （1） 当院では、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画に基づいて、利用者様が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者様の心身の機能の維持回復を図ることに努めます。
- （2） 当院では、利用者様の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外は、原則として利用者様に対して身体拘束を行いません。
- （3） 当院では、関係市町村、地域包括支援センター、介護保険施設、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- （4） サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者様又はそのご家族様に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者様の同意を得て実施するよう努めます。

4 営業日、営業時間および利用定員

営業日	毎週月曜日～金曜日の5日間（年末年始を除く）
営業時間	営業日の午前8：30～午後5：30
サービス提供時間	営業日のおおむね午前9：00～午後5：00

5 通常の事業の実施地域

みなかみ町、沼田市、昭和村、川場村、高山村

6 職員体制

職種	常勤専従	常勤兼務	職務内容
医師（管理者）		1人	利用者様の状況に応じた日常的な医学的対応
理学療法士		1人	リハビリテーション全般及び計画の作成

7 サービス内容

当院の訪問リハビリテーション等は、医学的管理のもとに利用者様に対する心身機能の維持回復のため、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画に基づいて、以下の目的を達成するため訓練等を行います。

（1）目的

ADLの維持回復、QOLの維持回復、その他利用者様の興味関心に関わる状態の改善

（2）訓練等

- ① バイタルチェック
- ② 運動療法
- ③ 物理療法
- ④ 歩行訓練、基本的動作訓練
- ⑤ 自助具使用訓練
- ⑥ 日常生活動作及び日常生活関連動作に関する訓練
- ⑦ リハビリテーションマネジメント

8 利用料金

- (1) 当院規程の別表1「訪問リハビリテーション 及び 介護予防訪問リハビリテーション 料金表」をご覧ください。
- (2) 基本料金及び加算料金とは別に利用者様の個人に係る費用について別途請求が発生することがありますのでご了承ください。

9 利用料の支払い方法

- (1) 利用料の支払方法は原則として金融機関からの口座引き落としとなります。
- (2) 口座引き落としでの支払いができない場合は、サービス利用月の利用料の合計額について翌月の10日までに請求書および明細書を交付しますので、その月の末日までに月夜野病院1階の窓口にて現金にてお支払いください。
- (3) 原則として訪問リハビリテーションの職員が、利用者様のお宅で利用料の支払いを受けることはありません。
- (4) 利用料の支払いが一定期間以上滞り、当院からのご案内に応じていただけない場合、サービスの利用契約が解除される場合がありますのでご注意ください。

10 緊急時の対応

サービス利用中に利用者様の心身の状態が急変した場合、ご家族、居宅介護支援事業者及び主治医・救急隊に連絡致します。その際、当院では対応できない専門的な医学的対応が必要となった場合は他の医療機関を紹介させていただくことがあります。

11 要望および苦情等の相談窓口

利用者様は利用中のサービスについて要望および苦情等がある場合、下記の窓口にて申し出ることができます。

【 月夜野病院 相談窓口 】

事 務 長	市場康行	電話0278-62-2011
訪問リハビリテーション	竹渕謙悟	電話0278-62-6317

【 行政機関 苦情受付先 】

みなかみ町役場 町民福祉課 高齢介護グループ	
電話	0278-62-2111
沼田市役所 民生部高齢福祉課 介護保険係	
電話	0278-23-2111
昭和村役場 保健福祉課 福祉係	
電話	0278-24-5111

川場村役場 健康福祉課 介護保険係

電話 0278-52-2111

高山村 住民課 福祉係

電話 0279-63-2111

群馬県国民健康保険団体連合会

電話 027-290-1363

12 守秘義務および個人情報の保護

- (1) 当院の訪問リハビリテーション等の職員は、サービスを提供する上で知りえた利用者様およびご家族様等の個人情報の取り扱いについて、月夜野病院個人情報保護マニュアルに基づき、その秘密を守ります。
- (2) 当院の訪問リハビリテーション等の職員は、職員でなくなった後も永続的に秘密を保持します。
- (3) サービス担当者会議等においてサービスを提供する上で必要な利用者様およびご家族様の秘密を、居宅介護支援事業者および居宅サービス担当者等の第3者に提供することがあります。
 - イ) サービス担当者会議において参加者への利用者様およびご家族様の状況説明
 - ロ) 訪問・通所介護職員等へ助言する際の利用者様の心身機能・能力の説明
 - ハ) 主治医等への利用者様およびご家族様の状況説明
 - ニ) 福祉用具事業者および住宅改修事業者への利用者様の心身機能・能力の説明
 - ホ) 市町村等の行政職員等の要請に対する利用者様およびご家族様の状況説明
 - ヘ) その他、利用者様およびご家族様の秘密についてサービス提供を円滑にするために必要となった場合

13 サービスを利用するに当たっての留意事項

当院の訪問リハビリテーション等の利用に当たって以下の事項について留意されますようよろしくお願い致します。

- (1) 交通事情によりサービス時間が多少前後することがございますがご了承下さい。
- (2) 訪問職員は利用料、年金等の金銭の取り扱いはしかねますのでご了承下さい。
- (3) 訪問職員に対する贈り物や飲食物等のもてなしは必要ありません。
- (4) 当院公用車をご自宅敷地内に駐車させていただくことがございますがご了承下さい。
- (5) 「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」はご遠慮下さい。
- (6) 利用者様本人以外の方へのサービス提供はできませんのでご了承下さい。
- (7) リハビリテーション計画書に定められた以外の身体介護、家事援助、生活支援等のサービスは提供できません。
- (8) 天災や災害等のやむを得ない場合は訪問を中止することがありますのでご了承下さい。

付則

この重要事項説明書は、平成 30 年 5 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は、令和 1 年 5 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

月夜野病院 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

重要事項の説明および
個人情報の取り扱いについての同意書

令和 年 月 日

当院が提供する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの利用申し込みの際し、サービス利用についての重要事項の説明およびサービス利用中の個人情報の取り扱いについて説明を致しました。

事業者 医療法人 パテラ会 月夜野病院
所在地 群馬県利根郡みなかみ町真庭 3 1 6

代表者 理事長 櫻井 明 印

事業所 月夜野病院 訪問リハビリテーション

説明者 印

私は、事業所の説明者よりサービスに関わる重要事項および個人情報の取り扱いについて説明を受けました。また、重要事項の内容および個人情報の取り扱いについて同意するとともに、サービスの利用を申し込みます。

[利用者] 住所 _____
電話番号 () _____

氏名 _____ 印

[家族代表] 住所 _____
電話番号 () _____

氏名 _____ 印

利用者様との続柄 _____

[代理人] 住所 _____
電話番号 () _____

氏名 _____ 印

利用者様との続柄 _____